

# 青森県報

第二千七百九十四号

平成十九年  
六月十八日  
(月曜日)

## 目 次

### 告 示

二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間、採用試験の期日等……………	(市振興町課村)	… 一
生活保護法による介護機関の指定……………	(健康福祉課)	… 一
右 同……………	(同)	… 二
右 同……………	(同)	… 三
右 同……………	(同)	… 三
右 同……………	(同)	… 三
右 同……………	(同)	… 三
生活保護法による指定介護機関の名称変更の届出……………	(同)	… 六
生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出……………	(同)	… 六
生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の名称変更の届出……………	(同)	… 七
生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の名称変更の届出……………	(同)	… 八
生活保護法による指定介護機関の特定福祉用具販売事業所の名称変更の届出……………	(同)	… 九
生活保護法による指定介護機関の特定介護予防福祉用具販売事業所の名称変更の届出……………	(同)	… 一〇
職業訓練指導員試験の施行……………	(労政発能力課)	… 一〇

### 出先機関

道路の位置の指定……………

(中南地域)  
民局…二

## 告 示

## 示

青森県告示第四百七十一号

二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官の平成十九年度第三次募集期間、採用試験の期日等を次のとおり定め、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四条及び第百十七条第一項（第百十八条の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により告示する。

平成十九年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

募集期間	平成十九年六月二十日から同年七月二十日まで		
試験期日	開始時刻	位	試 験 場
		置	
平成十九年七月二十九日（日）	受付後に通知	八戸市大字市川町字桔梗野官地	陸上自衛隊八戸駐屯地

青森県告示第四百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	田子町介護老人保健施設 たつこ	所在地	三戸郡田子町大字田子 字前田二の一七	施設の種別	介護老人保健施設	指 定 年 月 日	平成 一九・四・一
-----	--------------------	-----	-----------------------	-------	----------	-----------	--------------

青森県告示第四百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所		指 定 年 月 日
			名 称	所 在 地	
医療法人なごみ会	上北郡東北町の字上笹橋二三の八	小規模多機能型居宅介護事業所なごみの家すもも	上北郡東北町の字上笹橋二三の三一	平成 一九・四・一	
医療法人恵仁会	三戸郡田子町大字田子字風張一の八	穴倉医院	三戸郡田子町大字田子字風張一の八	一九・四・一六	
株式会社善世会	弘前市大字五三の五	山ヘルパーステーション高館	弘前市大字五三の五	一九・四・一	
株式会社祐里	上北郡野辺町大字月平三の二三	デイサービスふる里	上北郡野辺町大字月平三の二三	一九・三・三〇	
社会福祉法人音羽会	西津軽郡鰺ヶ沢町大字長平六五の四一二	ヘルパーステーション向瀬	弘前市大字向瀬四丁目二の二	一九・四・一	

社会福祉法人弘前愛成園	弘前市大字一の三	小規模多機能型居宅介護事業所	弘前市大字一の三	一九・四・一
社会福祉法人東北赤松福祉会	上北郡東北町字上来ノ下三	小規模多機能型居宅介護事業所	上北郡東北町字上来ノ下三	一九・四・一
社会福祉法人風間浦村社会福祉協議会	下北郡風間浦村大字易国間浦二の二	通所介護	下北郡風間浦村大字易国間浦二の二	一九・四・一
社会福祉法人報徳会	黒石市大字赤坂池田一三	小規模多機能型居宅介護	黒石市大字赤坂池田一三	一九・四・一
社会福祉法人鰺ヶ沢福祉会	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸敷九の四	福祉用具貸与	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸敷九の四	一九・四・一
津軽保健生活協同組合	弘前市大字田二の二	訪問介護	弘前市大字田二の二	一九・四・一六
田子町	三戸郡田子町大字田子字天神堂平八一	短期入所療養介護	三戸郡田子町大字田子字天神堂平八一	一九・四・一
特定非営利活動法人アシス	三戸郡南部町大字下名久井	小規模多機能型居宅介護	三戸郡南部町大字下名久井	一九・四・一
有限会社グー	八戸市大字尻内町字張田三	訪問介護	八戸市大字尻内町字張田三	一九・三・三六
有限会社サボートかがやき	弘前市大字野田一丁目四の二	訪問看護	弘前市大字野田一丁目四の二	一九・四・三

青森県告示第四百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護支援事業者		名 称	居宅介護支援事業所		指 定 年 月 日
	主たる事務 所の所在地	所 在 地		主たる事務 所の所在地	所 在 地	
合同会社オウル	八戸市大字十日 九市字長根一九の	八戸市大字十日 九市字長根一九の	居宅介護支援事 業所ふくろのつ	八戸市大字十日 九市字長根一九の	八戸市大字十日 九市字長根一九の	平成 一九・四・一六
社会福祉法人恵 生会	三戸郡南部町大 平三向字仙ノ木 三一一の一	三戸郡南部町大 平三向字仙ノ木 三一一の一	三老居宅介護支 援センター	三戸郡南部町大 平三向字仙ノ木 三一一の一	三戸郡南部町大 平三向字仙ノ木 三一一の一	一九・四・一
社会福祉法人弘 前わかば会	弘前市大字城南 五丁目一三の一	弘前市大字城南 五丁目一三の一	おうよう園介護 相談センター	弘前市大字城南 五丁目一三の一	弘前市大字城南 五丁目一三の一	一九・三・一
社団法人弘前市 医師会	弘前市大字野田 二丁目七の一	弘前市大字野田 二丁目七の一	弘前市医師会居 宅介護支援事業 所	弘前市大字野田 二丁目七の一	弘前市大字野田 二丁目七の一	一九・五・一
有限会社新堂企 画	上北郡東北町上 北南四丁目三二 の三八	上北郡東北町上 北南四丁目三二 の三八	ひまわり居宅介 護支援事業所	上北郡東北町上 北南四丁目三二 の三八	上北郡東北町上 北南四丁目三二 の三八	一九・四・一

青森県告示第四百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	介護予防事業者		名 称	介護予防事業所		指 定 年 月 日
	主たる事務 所の所在地	所 在 地		主たる事務 所の所在地	所 在 地	
医療法人なご み会	上北郡東北町 上北郡東北町 字上笹橋二三 の八	上北郡東北町 上北郡東北町 字上笹橋二三 の八	小規模多機能 型居宅介護事 業所なごみの 家すもも	上北郡東北町 上北郡東北町 字上笹橋二三 の三一	上北郡東北町 上北郡東北町 字上笹橋二三 の三一	平成 一九・四・一
医療法人健仁 会	上北郡七戸町 一字笹田川久保 一	上北郡七戸町 一字笹田川久保 一	老人保健施設 ンターシングセ ンターシングセ ンターシングセ	上北郡七戸町 一字笹田川久保 一	上北郡七戸町 一字笹田川久保 一	一九・四・一
株式会社こと まり	北津軽郡中泊 町大字小泊の 一	北津軽郡中泊 町大字小泊の 一	株式会社こと まり訪問介護 事業所	北津軽郡中泊 町大字小泊の 一	北津軽郡中泊 町大字小泊の 一	一九・三・二〇
株式会社五所 川原ケアセン ター	五所川原市四 字一ツ谷五五 の四	五所川原市四 字一ツ谷五五 の四	高年齢者グル ープホーム憩 いの家	五所川原市四 字一ツ谷五五 の四	五所川原市四 字一ツ谷五五 の四	一九・四・一
株式会社善世 会	弘前市大字五 三三の五	弘前市大字五 三三の五	ヘルパス高 山	弘前市大字五 三三の五	弘前市大字五 三三の五	一九・四・一
株式会社祐里 株式会社	上北郡野辺 町大字大月平 四の二三	上北郡野辺 町大字大月平 四の二三	デイサービス ふる里	上北郡野辺 町大字大月平 四の二三	上北郡野辺 町大字大月平 四の二三	一九・三・三〇

新社会 協郷福 議村社 会社 会福 会法人	弘社会 愛福 成社 園法 法人	"	社五社会 協戸福 議町社 会社 会福 会法人	"	惠社会 生福 会社 法 法人	"	"	勲社会 功福 会社 法 法人	音社会 羽福 会社 法 法人	み社会 や福 ぎ社 会法 法人
七ケ大 の沢戸 一坂郡 ノ来新 下字郷 一金村	三原弘 一前 丁目市 一の 字大 の字豊	"	ミ三三 三鍛戸 六冶郡 屋五 上達戸 町	"	一三三 ノ大戸 木字郡 平大南 三向部 一仙町	"	"	刀五五 三所 五飯川 七詔原 の一市 字大	六町沢 五甲大 の四音 一羽字 二山長 平	の市八 二市 観市 音大 下字 三下 一売
訪介 問護 介予 護防	宅機小 介能規 護型模 居多防	通介 所護 介予 護防	訪介 問護 介予 護防	生短介 活期予 介入防 護所	通介 所護 介予 護防	生応認 活型知 介共症 護同对 防	通介 所護 介予 護防	生短介 活期予 介入防 護所	"	訪介 問護 介予 護防
業定新 所訪郷 問村 介社 護協 事指	ごセデ のセンイ 一タサ ーリ ンピ ンス 能	一五 一戸 くビ らス いセ しン タサ	ス倉 テ石 ーヘ ンシ ンヨ ン	人ホ ホ一 ム三 ム三 三戸 老老	ピ三 ス老 セセ ンタ ー	ムグ 祥ル 光一 苑ブ ホ	一祥 一光 ビ苑 スデ ンタ ー	ト祥 ス光 テ苑 イシ ョ	瀬一 一シル ハヨ ン向 外ス テ	ン一 一み 一ス 一テ 一ヘ 一ル 一ヨ 一バ
七ケ大 の沢戸 一坂郡 ノ来新 下字郷 一金村	一瀬黒 七石 の石 一市 の字 一龍 の字 口浅	"	五字大 の幸倉 四神道 一前中 一市	"	一三三 ノ大戸 木字郡 平大南 三向部 一仙町	刀五五 三所 七飯川 八詔原 一市 字大	"	刀五五 三所 五飯川 七詔原 の一市 字大	の外弘 一瀬前 四市 丁目 二大 字向	の市八 二市 観市 音大 下字 三下 一売
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	一九 四 一

福緋社 協ケ福 議沢社 会社 会法 会法人	"	和社 洋会 福 社 法 法人	"	"	北社 光会 福 社 法 法人	報社 徳会 福 社 法 法人	福風社 祉間浦 協協村 議議社 会会 会法人	会東社 北赤福 赤北松 松福社 福社 法 法人	"	福社 祉協 協議 会社 会法 会法人
九町沢 の字西 四後津 家字都 屋舞都 敷戸ケ	"	田平 一川 三市 三七 七の 坊前	"	"	范町南 頭大津 九字都 の大郡 二鰐大 字鱈	六坂黒 字石 池市 田大 一三 三赤	の字村 二大大 川字北 目易郡 一風 一國間 一浦	四字上 往北 来都 ノ東 下北 三町	"	六の館 一田津 一古村 館字 二八 二反 舎
貸福 与社 用護 具予 防	訪介 問護 介予 護防	通介 所護 介予 護防	訪介 問護 介予 護防	生短介 活期予 介入防 護所	通介 所護 介予 護防	宅機小 介能規 護型模 居多防	通介 所護 介予 護防	宅機小 介能規 護型模 居多防	訪介 問護 介予 護防	通介 所護 介予 護防
与定福 事社緋 業協沢 所社協 用議町 具會社 指会	シル浦 ヨハ ンホ 一ム ス一 テヘ	セデ ンタ ー浦 ビ ス	"	一ホ 一ム 一ム 大 大 老 老	セあ ンタ ーず み 野 デ イ	一黒 ト石 セケ ンア タサ ーポ	セデ ンタ ー浦 ビ ス	の型 ア居 里ブ ラ宅 ザ介 ガ護 ひ多 ばケ 能	ビム田 スヘル ス館 業村 所ホ 一	事業所 デイ サ一 ービ ス人
九町沢 の字西 四後津 家字都 屋舞都 敷戸ケ	"	丁黒 目石 八市 二浦 町一	"	范町南 頭大津 九字都 の大郡 二鰐大 字鱈	五浅町南 瀬大津 瀨字都 三三郡 五石大 の字鱈	六坂黒 字石 池市 田大 一三 三赤	の字村 二大大 川字北 目易郡 一風 一國間 一浦	一字上 膳北 前五 都郡 五六 の町	"	六の館 一田津 一古村 館字 二八 二反 舎
一九 五 一	"	"	"	"	"	"	"	一九 四 一	"	一九 五 一

青森県告示第四百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したの

社会団法人公済	津軽保健生活協同組合	田子町	"	特定非営利活動法人アシスト	有限会社ウィズユー	有限会社ケアサポートかがやき	有限会社清修
むつ市小川の五丁目一	弘前市大字田二の二	三戸郡田子町大字田子字天	"	三戸郡南部町大字下名久井字青柳四の一	八戸市大字尻内町字張田三五の一	弘前市大字野田一丁目四の一六	つがる市木造有楽町二の一
介護予防訪問看護	介護予防訪問看護	介護予防短期入所療養介護	介護予防通所リハビリテーション	介護予防小規模多機能型居宅介護	介護予防訪問看護	介護予防訪問看護	介護予防認知症対応型共同生活介護
公済会訪問看護やまびこ	津軽保健生活協同組合健康サービス	田子町介護老人保健施設たつこ	"	小規模多機能型居宅介護如来苑	ヘルパースタートライン	有限会社ケアサポートかがやき	グループホームグリム
むつ市小川の五丁目一	弘前市大字向九瀬の二	三戸郡田子町大字田子字前二の一七	"	三戸郡南部町大字下名久井字青柳四の一	八戸市大字尻内町字張田三五の一	弘前市大字野田一丁目四の一六	つがる市木造有楽町二の一
一九・三・六	一九・四・六	一九・四・一	"	一九・四・三	一九・三・六	一九・四・三	一九・四・二

で、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

地域包括支援センター	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
おいらせ町	おいらせ町地域包括支援センター	上北郡おいらせ町中下田一三五の二	おいらせ町地域包括支援センター	上北郡おいらせ町下前田一五八の二	平成一九・四・一
つがる市	つがる市地域包括支援センター	つがる市木造若緑六の一	つがる市地域包括支援センター	つがる市木造若緑六の一	"
五戸町	五戸町地域包括支援センター	三戸郡五戸町字古館二一の一	五戸町地域包括支援センター	三戸郡五戸町字古館二一の一	"
五所川原市	五所川原市地域包括支援センター	五所川原市字岩木町二	五所川原市地域包括支援センター	五所川原市字幾世森二一八の六	"
黒石市	黒石市地域包括支援センター	黒石市大字市ノ町一の一	黒石市地域包括支援センター	黒石市大字市ノ町一の一	"
社会福祉法人つがる三和会	弘前市大字三和字上恋塚一九	西目屋村地域包括支援センター	中津軽郡西目屋村大字田代字稲元一四三の二	黒石市大字市ノ町一の一	"
社会福祉法人一葉会	弘前市大字福の村八	弘前市東部地域包括支援センター	弘前市大字福の村八	黒石市大字市ノ町一の一	"
社会福祉法人弘前愛成園	弘前市大字豊原一丁目一の一三	弘前市第三地域包括支援センター	弘前市大字豊原一丁目一の一三	黒石市大字市ノ町一の一	"
社会福祉法人弘前豊徳会	弘前市大字大の川一丁目一の一八	弘前市第二地域包括支援センター	弘前市大字大の川一丁目一の一八	黒石市大字市ノ町一の一	"
社会福祉法人桜木会	むつ市桜木町一三の一	むつ市地域包括支援センター	むつ市下北町五の二	黒石市大字市ノ町一の一	"

六戸町	平川市	八戸市	南部町	津軽保健生活協同組合	大鰐町	社会福祉法人 暘会	社会福祉法人 柳町社会福祉協議会	社会福祉法人 陽会	社会福祉法人 協舎村社会福祉協議会	社会福祉法人 青森社会福祉振興団	社会福祉法人 七峰会
上北郡六戸町大字大落瀬字前谷地六	平川市柏木町藤山二五の六	八戸市内丸一丁目一	三戸郡南部町大字吉米地字下宿二二三の一	弘前市大字田町五丁目二の二	南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館五の三	弘前市大字富田町七九	北津軽郡板柳町大字福野田字実田一の一の七	弘前市大字小沢字山崎四四の九	南津軽郡田舎館村大字八反田字古館二六の一	むつ市十二林一の一の三	弘前市大字下白銀町二一の八
六戸町地域包括支援センター	平川市地域包括支援センター	八戸市地域包括支援センター	南部町地域包括支援センター	弘前市第一地域包括支援センター	大鰐町地域包括支援センター	弘前市西部地域包括支援センター	板柳町地域包括支援センター	弘前市南部地域包括支援センター	田舎館村地域包括支援センター	むつ市地域包括支援センター	弘前市北部地域包括支援センター
上北郡六戸町大字大落瀬字前谷地六	平川市柏木町藤山一六の一	八戸市内丸一丁目一	三戸郡南部町大字平字広場二二	弘前市大字野田二丁目二の一	南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館五の三	弘前市大字五代の字田屋敷二四の一	北津軽郡板柳町大字福野田字実田一の一の七	弘前市大字小沢字山崎四四の九	南津軽郡田舎館村大字八反田字古館二六の一	むつ市十二林一の一の三	弘前市大字高杉の字尾上山三四六
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

青森県告示第四百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	名 称	所 在 地	施設の種類	変 更 日
介護老人保健施設ヴィラ弘前	老人保健施設シルバークラヴィラ弘前			弘前市大字岩賀二丁目二二の一	介護老人保健施設	平成一九・四・一

青森県告示第四百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	名 称	主たる所在地	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所	変 更 日
株式会社ニチイ学館	株式会社ニチイ学館			東京都千代田区神田駿台二丁目	訪問介護	弘前市大字城東中央五丁目四の二	平成一九・四・一



する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	居宅介護支援事業者 名称
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	主たる事務所所在地
ニチイケアセン ターむつ	アイリスケアセン ターむつ	ニチイケアセン ター三沢	アイリスケアセン ター三沢	ニチイケアセン ター十和田	アイリスケアセン ター十和田	ニチイケアセン ター湊高台	アイリスケアセン ター湊高台	ニチイケアセン ター八戸	アイリスケアセン ター八戸	ニチイケアセン ター弘前	アイリスケアセン ター弘前	居宅介護支援事業所 名称
根五の四 根二	むつ市大字 根二	三沢市大町二 丁目八の三	三沢市大町二 丁目八の三	F 一町十和田市 田四の二三第 中ビル4	F 一町十和田市 田四の二三第 中ビル4	の井戸市大字 田字水溜六	の井戸市大字 田字水溜六	丁八戸市根城 目四の一七	丁八戸市根城 目四の一七	I 四東弘前市 N 中央大字 G 一五丁目 D 五丁目 1 F 丁目 1 F W	I 四東弘前市 N 中央大字 G 一五丁目 D 五丁目 1 F 丁目 1 F W	所在地
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	年月日 変更
												平成 一九・四・一

変更後	変更前	変更後	変更前
津軽保健生活協同組合	津軽保健生活協同組合	弘前市大字二丁目五丁目二の田	弘前市大字城の三
川原診療所	津軽保健生活協同組合	同組合生活協同組合	老人保健施設前
の七	五所川原市字	一五所川原市字	弘前市大字岩
〃	〃	〃	〃

青森県告示第四百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分
株式会社ニチイ学館	株式会社ニチイ学館	介護予防事業者 名称
河台二丁目九	河台二丁目九	主たる事務所所在地
訪問介護	訪問介護	介護予防事業の種類
ニチイケアセン	アイリスケアセン	名称
G D 丁 城 弘 1 目 前 前 F 四 市 市 I 一 中 大 N 五 字 字	G D 丁 城 弘 1 目 前 前 F 四 市 市 I 一 中 大 N 五 字 字	所在地
一九・四・一	平成	年月日 変更

変更後	変更前										
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
訪問介護 予防											
アセイリスケ センター ア											
八戸市根城 の											
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

変更後	変更前	区分
株式会社 チイ学館	株式会社 チイ学館	名称
東京都千代田区 目黒	東京都千代田区 目黒	主たる所在地
アセイリスケ センター ア	アセイリスケ センター ア	名称
八戸市根城三丁 目四の一七	八戸市根城三丁 目四の一七	所在地
平成 一九・四・一		変更 年月日

青森県知事 三 村 申 吾

平成十九年六月十八日

青森県告示第四百八十一号  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から特定福祉用具販売事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

変更後	変更前	変更後	変更前
医療法人 コサ	医療法人 コサ	"	"
弘前市大字 中央四丁目一	弘前市大字 中央四丁目一	"	"
訪問介護 予防	訪問介護 予防	訪問介護 予防	訪問介護 予防
老人保健 施設	老人保健 施設	訪問介護 予防	訪問介護 予防
八戸市根城 の	八戸市根城 の	訪問介護 予防	訪問介護 予防
七の四七 町	七の四七 町	"	"

青森県告示第四百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から特定介護予防福祉用具販売事業所の名称を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前
和森センター十	和森センター十
アイルスケ 十和田	アイルスケ 十和田
十和田市稲生町 四の二三第一 中ビル4F	十和田市稲生町 四の二三第一 中ビル4F
和森センター十	和森センター十

変更後	変更前	変更後	変更前	区分
和森センター十	和森センター十	株式会社 チイ学館	株式会社 チイ学館	特定介護予防福祉用具 販売事業業者
アイルスケ 十和田	アイルスケ 十和田	東京都千代田区 神田駿河台二丁 目九	東京都千代田区 神田駿河台二丁 目九	主たる事務 所の所在地
和森センター十	和森センター十	アイルスケ 八戸	アイルスケ 八戸	特定介護予防福祉用具 販売事業所
十和田市稲生町 四の二三第一 中ビル4F	十和田市稲生町 四の二三第一 中ビル4F	八戸市根城三丁 目四の一七	八戸市根城三丁 目四の一七	所在地
和森センター十	和森センター十	平成 一九・四・一	平成 一九・四・一	変更 年月日

青森県告示第四百八十三号

平成十九年度職業訓練指導員試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十五条第二項の規定により公示する。

平成十九年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施期日	試験職種	期日
平成十九年六月十八日	和官・夕イ 左官・裁 建築・科 配管科	平成十九年九月九日（日） 午前十時十五分
二 実施場所	試験職種	期日
青森市大字野尻字今田四三の一 青森高等技術専門学校	和官・夕イ 左官・裁 建築・科	平成十九年九月九日（日） 午前十時十五分
三 受験申請書の提出期限	試験職種	期日
平成十九年七月二日（月）から七月二十七日（金）まで。ただし、郵送による場合は書留郵便とし、七月二十七日（金）までの消印のあるものは有効とする。	和官・夕イ 左官・裁 建築・科	平成十九年九月九日（日） 午前十時十五分
四 その他試験に関し必要な事項	試験職種	期日
1 受験申請書の用紙及び受験案内は、青森県商工労働部労政・能力開発課及び各 県立職業能力開発校で配布する。	和官・夕イ 左官・裁 建築・科	平成十九年九月九日（日） 午前十時十五分
2 受験申請書の提出先及び詳細についての問い合わせ先 青森市長島一丁目の一 青森県商工労働部労政・能力開発課 職業能力開発グループ （電話〇一七・七三四・九四一五）	和官・夕イ 左官・裁 建築・科	平成十九年九月九日（日） 午前十時十五分

出 先 機 関

中南地域県民局告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、中南地域県民局及び黒石市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年六月十八日

中南地域県民局長 九 戸 眞 樹

黒石市末広六六の三	位 置	一 九 ・ 〇 九 米 ー ト ル	延 長	六 ・ 〇 〇 米 ー ト ル	幅 員	指 定 年 月 日
						平 成 一 九 ・ 五 ・ 一 七

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭